

権利を消滅させる旨の書面

年 月 日

城 陽 市 長 様

権利者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

〔法人にあつては主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者氏名〕

下記生産緑地は私の権利の目的となっておりますが、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の規定に基づく生産緑地の買取りの申出がなされ、同法第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知が發送されたときは、当該権利を消滅させます。

なお、登記抹消手続きについては、貴職の指示に従い直ちに行います。

記

生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 m ²	当該生産緑地に存する所有権以外の権利	
			種類	内容

(生産緑地の買取りの申出)

第十条 生産緑地（生産緑地のうち土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。）の所有者（以下「生産緑地所有者」という。）は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して三十年を経過する日（以下「申出基準日」という。）以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつているときは、第十二条第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。